

建築確認申請の電子申請が可能です

令和8年10月30日から、栃木市にて受付する建築確認申請等について、一般財団法人建築行政情報センター（以下「ICBA」という。）が提供している「電子申請受付システム」を利用し、電子申請を実施します。



©2014 栃木市とち介

1. 電子申請について

- ▶電子申請可能な手続きにつきましては、ICBAのホームページをご覧ください。
- ▶電子申請ご希望の方は、事前にご連絡ください。
- ▶計画変更、中間検査、完了検査等の申請につきましては、当初の建築確認申請を電子申請で行ったものに限りします。

2. 電子申請の方法 【ICBA ホームページ】

【電子申請受付システム】 ※アカウントを発行し、申請してください。

<https://afba.shinsei-kenchikugyousei-db.jp/login>

【操作説明書】

<https://www.icba.or.jp/denshishinsei/reception-list.html>

※操作に関するお問い合わせについては、ICBAのホームページをご確認ください。

3. 申請手数料の納付方法

- ▶手数料の金額は従来の紙申請の場合と同額です。
- ▶納入は、栃木市電子申請システム＜外部リンク＞により電子申請が可能です。
なお、栃木市電子申請システムでは領収書が発行されませんのでご注意ください。
領収書の発行を希望される場合は、従来どおり窓口での納付も可能です。

4. 注意事項

▶受理日について

電子申請による建築確認申請等の受理日は、市が手数料の納付を確認できた日となります。開庁時間（8時30分から17時15分）外や、祝日・休日に申請した場合、受理日は翌開庁日以降になります。

▶消防同意が必要な建築物の申請について

消防同意が必要な建築物の申請は、電子申請での電子ファイルの提出のほかに、紙面の申請図書一式（1部）を、電子申請後に建築指導課宛に送付してください。

▶確認済証の交付について

確認済証の交付は、当面の間、窓口または郵送での書面交付になります。郵送を希望される場合は、事前に返信用のレターパックを建築指導課宛に送付してください。（申請時に電子交付の希望欄にチェックを入れても、電子交付は致しませんので予めご了承ください。）

▶副本の返却について

電子申請受付システムに保存されたデータを、申請者がダウンロードすることをもって副本の返却とします。書面による返却を希望される場合は、従来通り、窓口での書面による申請をお願いいたします。

▶申請データの作成について

添付するデータはPDFファイルとしてください。図面は1ファイル1枚とし、ファイル名は「図面番号+図面名」のように、図面等の内容がわかるようにしてください。（A01_付近見取図、S03_軸組図など）

▶連絡方法について

審査内容に関する質疑応答など申請者（代理者）との連絡は、原則、電子申請受付システムにて行います。なお、必要に応じて、審査担当者から電話連絡をする場合がございます。

問い合わせ先

建築指導課建築審査係

0282-21-2442

kenchiku03@city.tochigi.lg.jp